

令和4年度 職場研修

# 職員の新型コロナウイルス感染症対策について

総務部総務課  
総務部人事局人事課  
総務部人事局職員厚生課

# 職員の新型コロナウイルス感染症対策について①

## 1 職員の健康管理

- ・ 「三つの「密」（密閉、密集、密接）」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・ 健康観察シート又は健康観察アプリを活用し、毎朝体温チェックを行うなど体調管理を徹底すること。
- ・ 発熱など風邪の症状が見られたときはもとより、体調に変化が見られたときは、出勤を控えるなど、症状に応じた適切な対応をとること。
- ・ 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部において、道民に対し要請している感染拡大防止対策の取組を遵守すること。

# 職員の新型コロナウイルス感染症対策について②

## 2 職場での感染防止対策

- ・ 職員机間や会議用テーブルにアクリル板等による仕切りを設置すること。
- ・ 機械換気設備がない場合、体調管理に留意した定期的な換気を実施すること。
- ・ 電話、パソコンなど、職員が触れることがある物品・機器等については、複数人での共用をできる限り回避し、こまめに消毒すること。
- ・ 職場内における打合せなどは、できる限り少人数で短時間とすること。
- ・ 職員や同居する家族等に感染が疑われPCR検査を受検する際は、職場やトイレなど共有箇所を速やかに消毒すること。
- ・ 濃厚接触者として想定される職員を確認の上、出勤抑制させること。
- ・ 昼食は、会話を慎み、食事等が終わったら、直ちにマスクを着用すること。
- ・ 食堂等の利用にあたっては、休憩時間を変更するなど密を避ける工夫をすること。
- ・ 「うがい・歯磨き」をする際は、飛沫感染防止を徹底すること。
- ・ 在宅勤務や時差出勤などを活用し、出勤時等の感染リスクの低減を図ること。

# 職員の新型コロナウイルス感染症対策について③

## 3 職場で感染又は感染疑いが発生した場合の対応

### ① 職員（本人）の対応

- ・ 職員本人又は職員の同居家族がPCR検査を受検することとなった場合、濃厚接触者あるいは「感染の可能性のある方」となる連絡を受けた場合は、直ちに所属に報告すること。
- ・ 医療機関等で感染したと診断された場合は、保健所の指示に従うとともに、直ちに所属に発熱等のかぜの症状がみられるようになった日からの勤務状況及び勤務時間外の行動歴を所属に報告すること。
- ・ 職員本人が感染し、同居の家族を除いて保健所の疫学調査が行われない場合は、一緒に食事をした友人など「感染の可能性のある方」に①陽性になったこと、②最終接触日の翌日から7日間外出自粛(10日間を経過するまでは健康観察と感染対策を実施)の喚起をすること、③有症状時には相談窓口連絡することを伝えること。

### ② 所属における対応

- ・ 職員から報告があった時は、職員に関する詳細な状況（健康状況、行動歴、業務内容など）を速やかに確認すること。
- ・ 職員からの確認状況を各部局代表課・（総合）振興局総務課を經由し、総務部人事局職員厚生課健康管理係（以下「職員厚生課」という。）に休日又は時間外を問わず、速やかに電話等で報告するとともに、「感染症発生報告書」を提出すること。

なお、休日又は時間外連絡先：本庁警備（011-204-5000）に連絡し、職員厚生課からの連絡を待つこと。

## 4 まとめ

感染を広げないためには、

**感染リスクを高めやすい場面をできるだけ回避する**

**一人ひとりが基本的な感染防止行動を徹底する**

他の人と  
十分な距離を取る!

みんなで、3密の回避、マスクの着用、  
手洗いなどの取組を徹底しよう



(資料・関連リンク先)

○厚生労働省\_新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

・ Q&A、自治体・医療機関・福祉施設向け情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryoukikan-fukushishisetsu.html#h2\\_1](https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryoukikan-fukushishisetsu.html#h2_1)

・ 基本的対処方針

[https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seifunotorikumi.html#h2\\_1](https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seifunotorikumi.html#h2_1)

(北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター)

発熱があり、医療機関を受診しようとする時は、**事前に電話で相談してください。**

①かかりつけ医がいる方は**かかりつけ医**に相談を！

②かかりつけ医がいない方は**次の受診相談センター**にお電話を！

<札幌市、函館市、旭川市、小樽市にお住まいの方はこちらへ>

札幌	救急安心センター さっぽろ	#7119 又は 011-272-7119	24時間
旭川	旭川市 健康相談窓口	0166-25-1201	24時間
函館	市立函館保健所 受診・相談センター	0120-568-019	24時間
小樽	小樽市 発熱者相談センター	0570-080185	24時間

北海道新型コロナウイルス感染症  
健康相談センター

☎ 0120-501-507

**「新北海道スタイル」**

北海道庁は7つの習慣化に取り組みます。

1. 職員のマスク着用や手洗い等に取り組みます。
  - ・手洗い、マスク、咳エチケットの励行
2. 職員の健康管理を徹底します。
  - ・出勤前の健康チェックの徹底
3. 庁舎内の換気を行います。
  - ・空調設備等を活用した換気の実施
4. 庁舎・設備の定期的な消毒、清掃を行います。
  - ・アルコール消毒剤の設置
  - ・定期的な清掃の実施
5. 人と人との接触機会を減らす取組を進めます。
  - ・エレベーター前などのフットプリント
  - ・受付、窓口等でのビニール仕切の設置
  - ・職員間のソーシャルディスタンスの確保
  - ・時差出勤、休憩時間の分散、在宅勤務
6. 来庁者の皆様にも咳エチケットや手洗いをお願いします。
  - ・庁内放送による注意喚起
7. 道民の皆様方と連携しコロナに強い北海道をつくれます。
  - ・道民の皆様方も感染防止対策へのご協力をお願いします。